

スピノザと憲法

愛知学院大学法学部教授 堅田 研一

われわれ法学者にとって、ホッブズに発し、ロックらに引き継がれる社会契約論は、近代法や立憲主義を考える前提になっている。その特徴は、①すべての人間が自然権をもつこと、②国家がないと、自然権をもった人間どうしの闘争が生じること、そして③この闘争を解決するために人々が理性的になって社会契約を行い、国家を形成すること、にある。ところが、契約論が主流の近代の政治哲学において、これとは真逆の立場から（しかもホッブズとほぼ同じ前提から出発しながら）国家と法を考えた異例の思想家がいる。それがスピノザである。

二つの立場の根本的な違いはどこにあるか。ホッブズ的な契約論においては、共同体全体を統括する政治的な絶対者（フロイト的に言うと、超自我？）たる主権者が社会契約によって定立される（ロックの場合には多数者が主権者に当たるだろう）。主権者の権力は絶対的であり、主権者が暴走すれば実効的な歯止めは、革命以外にはない。これに対してスピノザ的な共同体においては、この絶対者が存在しない。

そもそも、絶対的な権力をもつ主権者なしになぜ政治的な共同体が存続しうるのだろうか。『国家論』においてスピノザは〈力の合成〉によって共同体を構成しようとする。つまり、すべての人々が一致して力を合わせるようにするのである。この合成を主導する目的はない。力の合成あるのみである。スピノザによれば、自然の状態において人々は自分の力の及ぶ限りのことをなしうる権利をもつ。ところが自然の状態において人々は相互に敵対し、それに応じて自己のなしうる、したがって自己がなしうる権利をもつ事柄も減る（それどころか、ほとんど何もなしえない）。したがって、より多くのことをなしうるためには、人々が理性的になって力を合わせるしかない、つまり共同体を構成するしかない。この転換は、『国家論』第2章第13節において突然に生じる。理論的認識が突然に実践的な企てに転換するように。

それでは、この〈力の合成〉はいかにして可能か。ここで『エチカ』におけるスピノザの感情論が重要になる。ホッブズ的な国家は、人々の感情を絶対的な力によって抑え、理性的に振舞うように強制する。これに対してスピノザは、人間が本性的に理性よりも感情によって支配されることを認め、その感情の原因を認識しようとする。そして、この認識に基づき、理性的であることこそが、人間が本性的に求める善に合致すると説く。つまりスピノザの倫理学は、感情の力を理性の力に変えて結合するように人々を説得するパフォーマンス的な企てであるといえる。

他方でスピノザは、すべての人々が常に理性的でありうると考えているわけではない。つまり、国家全体が理性的であるように組織されていることこそが重要である。人々は必然的に感情に支配されるが、それが不合理な政治的決定に至らないような仕組みになっていればよいのだ。スピノザの政治哲学はまさしくこの問題、つまりこのような国家の仕組み、国家体制をどう構想するのかを扱う。

スピノザ的に考えれば、憲法とはこのような国家体制の構想であるだろう。彼は非理性的な感情（宗教的な感情も含む）を排除することなく、国家として理性的な決定が可能になるような体制を考える。人間がもつばら理性的であることを前提にすべきではない。人々が感情的になりがちな今、このスピノザの遺産は貴重である。